

令和4年度ユネスコ未来共創プラットフォーム事業  
審査基準

令和2年2月12日  
(令和4年3月29日改訂)  
文部科学省国際統括官

ユネスコ未来共創プラットフォーム事業に関する企画公募の審査は、この審査基準により行うものとする。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

### 1. 審査方法

審査は、文部科学省ユネスコ未来共創プラットフォーム事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、行う。

### 2. 採択案件の決定方法

審査委員会は、提出された企画提案書について、本審査基準の「3. 評価方法・項目」に基づき、書面審査を行う。審査委員会は、書面審査結果を踏まえ、合議による審議を経て、公募要領 3.(1)から(4)に記載する各事項について、評価点が満点の6割を超える者の中から、原則として最も得点の高い者を採択するものとする。

### 3. 評価方法・項目

評価は提出された企画提案書ごとに「絶対評価」にて行うものとする。下記の各評価項目について4. に示す評価基準による5段階評価とし、各委員の合計点を平均した点数がその企画提案書の評価点となる。

〔評価項目〕

#### (1) 事業内容に関する評価

- ① 事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ② 事業推進の方法・内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ③ 妥当な経費が示されていること。

#### (2) 事業実施主体に関する評価

- ① 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ② 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ③ 公募要領「6. 申請者の要件」に照らし、必要な知識や実績を有していること。
- ④ 財務状況の評価により経営基盤が確立していること。

(3)ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等を有していること。

参考：評価項目と提出資料の対応について

評価項目	評価の根拠とする資料及び項目等
(1) ①	企画提案書 1,2,3.
(1) ②	企画提案書 1,2,3.
(1) ③	企画提案書 3.
(2) ①	企画提案書 2(1),(2),(3)
(2) ②	企画提案書 2(1), (2)
(2) ③	企画提案書 2(2),(4)
(2) ④	団体の概要がわかる資料
(3)	団体の概要がわかる資料

4. 評価基準

(1)「3 (1) 事業実施主体に関する評価」及び「3 (2) 事業内容に関する評価」に係る評価基準は以下の5段階とする。また、審査項目については、その重要性に鑑み、項目ごとに係数を掛けて評点に重み付けをする。

評価基準	評価	点数換算
A	大変優れている	5点
B	優れている	4点
C	普通	3点
D	やや劣っている	2点
E	劣っている	1点

(2) 評価項目の「(3)ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。

○えるぼし認定等(女性活躍推進法)

- ・認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準(評価項目3)は満たすこと)

=1.4点

- ・認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準(評価項目3)は満たすこと)

=2.1点

- ・認定段階3=2.8点

- ・プラチナえるぼし認定=3.64点

- ・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)=0.7点

- くるみん認定企業・プラチナ認定企業(次世代育成支援対策推進法(次世代法))
  - ・旧くるみん認定(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定) = 1.4点
  - ・新くるみん認定(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準により認定) = 1.68点
  - ・プラチナくるみん認定 = 2.1点
- ユースエール認定(若者雇用促進法)
  - ・ユースエール認定 = 2.1点
- 上記以外 = 0点

評価項目	係数	評価基準				
		A	B	C	D	E
(1)①	3.0	15	12	9	6	3
(1)②	3.0	15	12	9	6	3
(1)③	1.0	5	4	3	2	1
(2)①	3.0	15	12	9	6	3
(2)②	2.0	10	8	6	4	2
(2)③	1.0	5	4	3	2	1
(2)④	1.0	5	4	3	2	1
(3)	—	以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。 ○えるぼし認定等(女性活躍推進法) <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準(評価項目3)は満たすこと) = 1.4点</li> <li>・認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準(評価項目3)は満たすこと) = 2.1点</li> <li>・認定段階3 = 2.8点</li> <li>・プラチナえるぼし認定 = 3.64点</li> <li>・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務無い事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)) = 0.7点</li> </ul> ○くるみん認定企業・プラチナ認定企業(次世代育成支援対策推進法(次世代法)) <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧くるみん認定(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定) = 1.4点</li> <li>・新くるみん認定(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準により認定) = 1.68点</li> <li>・プラチナくるみん認定 = 2.1点</li> </ul> ○ユースエール認定(若者雇用促進法) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユースエール認定 = 2.1点</li> </ul> ○上記以外 = 0点				

## 5. 審査関連情報の開示・公開等

審査委員会及びその会議資料は、審査の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。審査の結果、採択された事業の申請団体及び事業名称は、文部科学省ホームページ

ジにおいて公開するものとする。

## 6. その他

本事業の追加公募を行う場合に、先の募集にて不採択となった提案について、企画書の内容を加筆修正の上再提出がなされた場合には、再度審査対象として扱うことができる。